

平成28年第29回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第29回岩手町農業委員会総会は、平成28年9月21日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 11番 横澤 稔秋

12番 澤村 博美

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第29回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席者は、11番横澤稔秋委員、12番澤村博美委員の2名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。4番細野清悦委員、5番井戸ツヨミ委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件 議案6件の提出があります。お諮りします。報告1件 議案6件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件 議案6件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書2ページをご覧ください。報告第1号について、ご説明いたします。

農業者年金受給のため、農地法第3条の規定に基づき、親子間で使用貸借していた農地を今回合意解約しようとするものです。また、この農地は適用外証明願いが提出されている農地で、本日の総会第3号議案により提案する農地でもございます。以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

なお、この農地の現地確認を、本日欠席されている横澤委員より確認していただいております。私が横澤委員に代わって報告させていただきます。農業車両が現地まで行けない狭い道の先にある農地で、もう既に耕作されなくなってから相当な年数が経過し、農地に戻すには難しい農地であったということでした。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆さんの方から何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明いたします。

受付番号11番、贈与案件でございます。土地の所在は、久保第1地割地内の畑1筆、139平方メートルの土地を隣地所有者に贈与しようとするものです。

受付番号12番、贈与案件でございます。土地の所在は川口第26地割地内の畑6筆、合計面積4,721平方メートルの土地を隣地所有者に贈与しようとするものです。以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

なお、議案第1号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは、現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

10番佐々木委員 議案第1号、受付番号11番の件について、現地調査の結果を委員番号10番佐々木から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と8番田中正志委員、13番佐々木夏子委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号11番の農地の贈与の件について報告いたします。農地の所在、地区は細沢地区で、細沢集会所から北へ1.2キロメートルほど先にある町道付近の農地でした。譲受人の畑の中に譲渡人の畑がありまして、今回の贈与によって一体的に畑として利用できると思い、見て参りました。現地を確認したところ農地として適正に管理されており、周辺の農地への影響など問題はなく、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上です。

13番佐々木委員 議案第1号、受付番号12番の農地の贈与の件について、13番の佐々木から現地調査の結果を報告します。農地の所在する地区は水無地区で、旧●●から南へ200メートルほど先の県道脇のまとまってある農地でした。現地を確認したところ、譲受人の農地と隣接しているため利便性もよく、日当たりなども良好な環境でした。周辺の農地への影響や地域への影響についても支障がないものと判断され、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認しました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま、議案第1号の11番、12番についての現地調査の報告をいただきましたが、皆さんから質疑がございましたらお願いします。

(なしの声)

15番幅委員 15番幅です。譲渡人の方は高齢ですが、子供とかいないのでしょうか。

7番太布委員 おりません。一人暮らしです。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明いたします。

受付番号9番、売買案件でございます。土地の所在は五日市第9地割地内の田1筆、面積333平方メートルの土地を居宅建設のために記載の者に記載の金額により売買しようとするものです。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

なお、議案第2号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告を

お願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

8 番田中委員 報告します。議案第2号、農地法第5条による農地の売買による転用の件について、現地調査の結果を委員番号8番田中から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と10番佐々木金見委員、13番佐々木夏子委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号9番の件についてですが、地区は上五日市地区で、●●から南へ500メートル程先にある農地でした。現地を確認したところ、農地としてきちんと管理されておりました。現在の土地の利用状況も農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんから質疑ございましたらお願いします。

事 務 局 この件について、少し補足説明させていただきます。この土地の1平方メートル当たりの価格は15,015円になります。

4 番細野委員 この価格は岩手町沼宮内と比べて妥当な価格ですか。

2 番中村委員 坪50,000円は妥当だと思います。

議 長 場所については妥当だという声ですが。

4 番細野委員 ここは下水道の工事は必要ですか。既に行なっているのでしょうか。

事 務 局 済んでおります。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書10ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明いたします。

番号13番、土地の所在は沼宮内第18地割地内の畑2筆、合計面積6,175平方メートルの土地であります。昭和61年より耕作しておらず、原野化した畑地でございます。番号14番、土地の所在は川口第50地割地内の田1筆、585平方メートルの土地であります。平成3年から耕作しておらず、既にアスファルト舗装されている農地でございます。

なお、議案第3号につきまして現地調査を実施しております。番号13番については、耕作車両が入る道路が狭くなっていて、耕作が不可能と思われる土地であると横澤委員から報告をいただいております。番号14番の現地調査の報告はお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

13番佐々木委員 議案第3号、受付番号14番の件について、現地調査の結果を、委員番号13番佐々木夏子から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と8番田中正志委員、10番佐々木金見委員と私とで現地を確認して参りました。

地区は芦田内地区で、●●から西へ国道をわたって200メートルほどのところでした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、農地として利用されなくなってから相当の年数が経っており、一部は原野化し残りはアスファルトが敷かれています。農地に戻すには相当困難なので、仕方がないと判断しました。

以上報告します。

議 長 ただいま現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんから質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書14ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明いたします。
番号22番、土地の所在は土川第4地割地内の田2筆、合計面積3,582平方メートルを記載の金額により、岩手県農業公社から所有権移転をしようとするものです。
番号23番、土地の所在は川口第4地割地内の田2筆、合計面積861平方メートルを記載の金額により、岩手県農業公社から所有権移転をしようとするものです。
以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま、議案第4号について説明が終わりました。この件について、皆さんから質疑ございましたらお願いします。

事 務 局 補足説明させていただきますと、前月の総会で農業公社に所有権移転した農地を、今回農業公社から個人に売買が行なわれるものになります。番号22番については平方メートルあたり71円、23番については102円という単価となっております。

議 長 皆さんから何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。議案第 5 号について、ご説明いたします。

番号 24 番、土地の所在は土川第 7 地割地内の田 3 筆、合計面積 5,381 平方メートルを使用貸借により 10 年間、岩手県農業公社に貸付するものであります。

以上議案第 5 号に係る事務局説明を終わります。

議長 ただいま、議案第 5 号について説明をいただきましたが、この件について、皆さんから質疑ございましたらお願いします。

6 番黒澤委員 6 番黒澤です。今の件、10年間貸し付けるということですが、借り手は内定しているのですか。

事務局 それは議案第 6 号の案件となっております。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 6 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、別紙のとおり策定された平成 28 年度岩手町農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、岩手町長より意見の決定を求める旨申し出があったので、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 20 ページをご覧ください。議案第 6 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、ご説明いたします。

議案第 5 号によりご承認をいただいた農地を 10 年間、岩手県農業公社から記載の方が農地を借り受けるものであります。

以上議案第 6 号にかかる事務局説明を終わります。

議長 ただいま、議案第 6 号について説明が終わりました。皆さんから質疑ございませ

たらお願いします。

16番福士委員 16番福士です。貸し出す期間は10年より15年の方が有利だったのではないかと思うのですが。

事務局 持っている田や畑の全農地を農地中間管理機構に貸付けて誰かが借り受けてくれれば、固定資産税が減税になるという制度があります。10年の貸付けですと3年間固定資産税が半分になります。15年の貸付けですと5年間固定資産税が半分になります。というように説明はしておりますが、皆さん、15年後のことというのはなかなか考えられないようで、ご自身の年齢の関係で10年を選ぶ傾向にあるようです。

議長 あとございませんか。

15番幅委員 借り手の方は何歳の方ですか。この名前の欄に年齢を記載していただけないでしょうか。

事務局 この方は50代の方だったと思います。次回から記載いたします。

15番幅委員 ちなみに専業農家ですか。

事務局 詳しくはないですが、この頃は田を主に借りてやっているということでした。少し前までは勤めていたという話でした。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。
これで本日の会議を閉じ、第29回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時04分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

4番 印

5番 印